構造改革特別区域計画新旧対照表(案)

新	旧
1. ~ 3. (略)	1. ~3. (略)

4. 構造改革特別区域の特性

(中略)

総面積は100.71 km²で、野登呂山(標高542.0m)、陀峰山(標高438.0m)、砲台山(標高401.8m)、クマン岳(標高399.8m)、古鷹山(標高384.0m)などの山間地帯や山麓付近の丘陵地が多くの面積を占めており、変化に富んだ海岸線や平地などの島特有の地形となっている。

(中略)

平成16年11月の合併当初には、15公立保育所、1幼稚園を開設していたが、平成18年3月に2公立保育所、平成19年3月に1公立保育所、平成21年3月に1公立保育所、平成26年3月に1公立保育所、平成29年3月に1公立保育所、平成30年3月に3公立保育所、<u>令和2年3月に1公立保育所、</u>平成24年3月に幼稚園を統廃合し、<u>令和2年4月には5公立保育所となり、449人(令和2年4月1日現在)</u>の児童が入園している。

平成26年度に策定した「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育施設の再編整備を進め、本市の子育て支援の充実や効率的な保育施設の運営、子どもの集団生活における健やかな成長を確保するため、全市的な視野に立ち、総合的に子育て支援環境の整備充実に取り組んできた。 (中略)

また、平成27年3月に策定した「第2次江田島市総合計画」で健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、乳幼児医療の助成の拡大(小学校6年

4. 構造改革特別区域の特性

(中略)

総面積は100.94km²で、野登呂山(標高542.0m)、陀峰山(標高438.0m)、砲台山(標高401.8m)、クマン岳(標高399.8m)、古鷹山(標高384.0m)などの山間地帯や山麓付近の丘陵地が多くの面積を占めており、変化に富んだ海岸線や平地などの島特有の地形となっている。

(中略)

平成16年11月の合併当初には、15公立保育所、1幼稚園を開設していたが、平成18年3月に2公立保育所、平成19年3月に1公立保育所、平成21年3月に1公立保育所、平成26年3月に1公立保育所、平成29年3月に1公立保育所、平成30年3月に3公立保育所、平成24年3月に幼稚園を統廃合し、平成30年4月には6公立保育所になる。現在は9公立保育所で500人(平成29年1月1日現在)の児童が入園している。

平成26年度に策定した「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育施設の再編整備を進め、本市の子育て支援の充実や効率的な保育施設の運営、子どもの集団生活における健やかな成長を確保するため、全市的な視野に立ち、総合的に子育て支援環境の整備充実を図る必要がある。(中略)

また、平成27年3月に策定した「第2次江田島市総合計画」で健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、乳幼児医療の助成の拡大(小学校6年

生まで)、5歳児健診の実施、保育料第3子の無料化、一時保育・延長保育	生まで)、5歳児健診の実施、保育料第3子の無料化、一時保育・延長保育
の拡充、 <u>子育て世代包括支援センター</u> の開設など総合的に子育て支援策を	の拡充、 <u>地域子育て支援センター</u> の開設など総合的に子育て支援策を実施
実施している。	している。
5. 構造改革特別区域計画の意義	5. 構造改革特別区域計画の意義
本計画は、市内2保育所(切串保育園・三高保育園)と市内3認定こども	本計画は、市内 <u>3</u> 保育所(切串保育園 <u>・中町保育園</u> ・三高保育園)と市内
園(こども園えたじま・こども園のうみ・こども園おおがき。以上3施設は	3 認定こども園(こども園えたじま・こども園のうみ・こども園おおがき)
<u>すべて保育所型。</u>) の市内 <u>5</u> の公立保育施設へ、江田島市立保育施設給食セ	の市内 <u>6</u> の公立保育施設へ、江田島市立保育施設給食センターで調理した
ンターで調理した給食を区域別に外部搬入するものである。	給食を区域別に外部搬入するものである。
(略)	(略)
6. ~9. (略)	6. ~9. (略)

別紙	別紙
1. (略)	1. (略)
2. 当該規制の特例措置を受けようとする者	2. 当該規制の特例措置を受けようとする者
江田島市立認定こども園えたじま、江田島市立切串保育園、江田島市立	江田島市立認定こども園えたじま、江田島市立切串保育園、江田島市立
認定こども園のうみ、江田島市立三高保育園、江田島市立認定こども園お	認定こども園のうみ、江田島市立中町保育園、江田島市立三高保育園、江田
おがき	島市立認定こども園おおがき
3. (略)	3. (略)
4. 特定事業の内容	4. 特定事業の内容
江田島市の <u>5</u> 公立保育施設における給食を、江田島市立保育施設給食センターから外部搬入方式により実施する。外部搬入による給食は0歳児から実施する。	江田島市の6公立保育施設における給食を、江田島市立保育施設給食センターから外部搬入方式により実施する。外部搬入による給食は0歳児から実施する。
5. 当該規制の特例措置の内容	5. 当該規制の特例措置の内容
(1) (中略)	(1) (中略)
搬入元「江田島市立保育施設給食センターの概要」	搬入元「江田島市立保育施設給食センターの概要」
(中略)	(中略)

搬入先「江田島市立保育施設調理室の概要」

搬入元	保育施設名	調理室面積	調理室の設備
	認定こども園 えたじま	$32.53\mathrm{m}^2$	電子レンジ1台、冷凍冷蔵庫2 台、IHコンロ2口、配膳台4 台 <u>、消毒庫1台</u>
	切串保育園	12.201 m²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫1台、ガス台4口、 配膳台2台
江田島市立 保育施設給食 センター 認定こども園 のうみ 三高保育園 認定こども園 おおがき	,,,,,	<u>42.18m²</u>	冷凍冷蔵庫2台、 <u>I Hコンロ1</u> <u>口、</u> 配膳台5台 <u>、消毒庫1台</u>
	三高保育園	$25.62\mathrm{m}^2$	温蔵庫1台、電子レンジ1台 冷蔵庫1台、冷凍庫1台、 ガス台3口、配膳台5台
	22.86 m²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷蔵庫1台、冷凍冷蔵庫1台、 ガス台3口、配膳台2台	

(2) (略)

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日雇児発0601第4号)」の留意事項を遵守するとともに、現行の「保育所における食事の提供ガイドライン」、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について(昭

搬入先「江田島市立保育施設調理室の概要」

搬入元	保育施設名	調理室面積	調理室の設備
	認定こども園えたじま	32.53 m²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫2台、IHコンロ2 口、配膳台4台
	切串保育園	12.201 m²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫1台、ガス台4口、 配膳台2台
江田島市立	認定こども園のうみ	<u>50.96 m²</u>	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫2台、ガス台5口、 配膳台5台
保育施設給食センター	中町保育園	<u>68.63 m²</u>	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷凍冷蔵庫2台、ガス台4口、 配膳台2台
	三高保育園	25.62 m²	温蔵庫1台、電子レンジ1台 冷蔵庫1台、冷凍庫1台、 ガス台3口、配膳台5台
	認定こども園おおがき	22.86 m²	温蔵庫1台、電子レンジ1台、 冷蔵庫1台、冷凍冷蔵庫1台、 ガス台3口、配膳台2台

(2) (略)

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日雇児発0601第4号)」の留意事項を遵守するとともに、現行の「保育所における食事の提供ガイドライン」、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について(昭

和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」を遵守する。

- ① 管理栄養士を配置し、調理員の衛生指導や食品の日常管理等 に当たるとともに、調理過程における下処理、調理等の作業 工程を分析し、それぞれの工程において、清潔かつ迅速に加 熱・冷却調理が適正に行われているかを確認する。
- ② 調理システムはクックサーブ方式にて提供を行う。
- ③ 管理栄養士による栄養バランスのとれた献立表を毎月作成し、園児の保護者に配布する。
- ④ 食物アレルギー児対応マニュアル及び離乳食提供マニュア ルを作成し、マニュアルに沿った対応を行う。
- ⑤ 管理栄養士が各保育施設に出向き、保護者への栄養指導等を 行う。
- ⑥ 調理した給食は、目視による異物混入検査及び事前に検食 し、異常がないかを確認する。
- ⑦ 調理職員の健康状態を毎日確認するとともに,2週間に1 回,検便を実施し,職員の健康管理を行う。
- ⑧ 給食の賄材料は、冷凍冷蔵庫で適正な温度で保存する。
- ⑨ 調理室は,毎日,清掃及び消毒を行い,衛生的な環境に保つ。
- ⑩ 調理する際は、清潔な調理服、帽子、手袋及びマスクを身に付け、清潔な身だしなみで調理を行う。
- ⑪ 調理器具及び食缶は、使用前と使用後に洗浄し、清潔に保つ。
- ② 運搬車両は、常に清潔に保つよう、清掃を行う。また、運転者の健康状態を毎日確認し、アルコールチェックおよび安全運

和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」を遵守する。

転指導を行う。

- ③ 広島県西部保健所呉支所の指導・助言に従う。
- (4) (一財) 広島県環境保健協会に「衛生管理支援業務」を委託 し、衛生管理上の指導・助言を受け、調理員等の意識の改善を 図るとともに、衛生管理のより一層の徹底を図る。

また、乳幼児に対する食事の提供の責任は、搬入先の保育施設にあ

る。

(4) (略)

6. 給食配送スケジュール

「江田島市立保育施設給食センター」

調理開始 AM 8:00

調理完了 AM 9:50

喫食時間 全園 AM 11:20

1 号車

配送出発 → 認定こども園えたじま → 切串保育園

(AM10:00) (AM10:14) (AM10:33)

→ 給食センター

(AM11:06)

2 号車

配送出発 → 認定こども園おおがき → 認定こども園のうみ

(AM10:30) (AM10:34)

→ 三高保育園 → 給食センター

(AM11:02) (AM11:28)

(4) (略)

6. 給食配送スケジュール

「江田島市立保育施設給食センター」

調理開始 AM 8:00

調理完了 AM 9:50

喫食時間 全園AM 11:20

1 号車

配送出発 → 認定こども園えたじま → 切串保育園

(AM10:00) (AM10:15)

(AM10:37)

→ 給食センター

(AM11:15)

2号車

配送出発 → 認定こども園おおがき → 認定こども園のうみ

(AM10:00) (AM10:05)

(AM10:15)

→ 中町保育園 → 三高保育園 → 給食センター

(AM10:25)(AM10:38) (AM11:00)

(AM10:45)